最終更新日：2015年6月25日

乾汽船株式会社
乾　康之
問合せ先：03-5548-8211
証券コード：9308
http://www.inui.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

今日、企業は様々に変化する経営環境に迅速かつ的確に対応し、株主、顧客、従業員に対する責任はもとより社会的責任もより一層強く求められております。
また、経営の健全性・効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化することは、経営のグローバル化の進むなかで、不可欠となっております。
このような観点から、執行役員制度を導入し、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東京海上日動火災保険株式会社	1,283,126	4.92
松岡冷蔵株式会社	992,927	3.80
株式会社商船三井	980,252	3.75
乾　民治	902,607	3.46
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド　ピービー　オムニバス　クライアント　アカウント	849,000	3.25
株式会社三井住友銀行	848,000	3.25
立花証券株式会社	785,600	3.01
王子ホールディングス株式会社	763,800	2.92
乾　英文	698,150	2.67
みずほ信託銀行株式会社	677,500	2.59

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記のほか、当社所有の自己株式1,003,978株（3.85%）があります。

2. アルファレオ株式会社から、平成27年６月８日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、平成27年６月４日時点で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
変更報告書の内容は以下のとおりであります。
・氏名又は名称　　：アルファレオ株式会社
・住所又は本店所在地　：東京都港区赤坂１－12－32　アーク森ビルウエストウイング17階
・保有株券等の数　　：1,891,900株
・株券等保有割合　　：7.26%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
湯浅和夫	他の会社の出身者											
苦瀬博仁	学者											
川崎清隆	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
湯浅和夫		株式会社湯浅コンサルティング 代表取締役社長	湯浅和夫氏は、物流業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
苦瀬博仁	○	流通経済大学流通情報学部教授	苦瀬博仁氏は、ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と苦瀬博仁氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
川崎清隆	○	弁護士法人御堂筋法律事務所社員	川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

			なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と当社の内部監査部門である監査室との間では、月1回定期的に打合せを行うほか、随時意見交換を行っております。また、監査室が監査役会に年2回出席し、監査室が監査役に対し内部監査の実施状況についての報告を行っております。監査役と会計監査人は、定時株主総会の翌月に監査計画について打合せを行い、監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けております。これらの監査においては、必要に応じて経理部及び総務部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋幸一郎	他の会社の出身者													
田中正人	他の会社の出身者													
尾崎輝郎	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋幸一郎		―――	株式会社商船三井、トランスロシアエージェンシージャパン株式会社等において企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるも

			のと判断し適任と考えております。
田中正人	○	―――	野村證券株式会社、株式会社エグゼクティブ・パートナーズ等において企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるものと判断し適任と考えております。 なお、当社と田中正人氏の現所属会社とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
尾崎輝郎		―――	尾崎輝郎氏は、公認会計士として企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるものと判断し適任と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

職責及び業績等に応じて取締役への報酬等を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年３月期

区　分　　支給人員　　支給金額

取締役　　７名　　112百万円(内社外取締役３名　16百万円)
監査役　　４名　　29百万円(内社外監査役３名　15百万円)

(注)
1. 上記には、平成26年９月30日をもって辞任した取締役２名並びに監査役１名を含んでおります。
2. 取締役の報酬額は、平成20年２月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成19年２月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成26年９月30日をもって辞任した取締役に対して役員退職慰労金(平成21年２月26日開催の第88回定時株主総会決議において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給」に基づくもの)85百万円を支給しております。
5. 上記のほか、平成21年２月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役１名に対し７百万円あります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各取締役へ配分するものとし、その配分は役位、職責並びに会社業績等を勘案の上、役員報酬会議にて審議し取締役会で決定することとしております。また、監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各監査役へ配分するものとし、その配分は常勤、非常勤及び職務分担等を勘案して監査役の協議で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポートを担当するのは、総務部で情報伝達が主な業務であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会を設けております。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を、内部監査部門として監査室を設置しております。

＜取締役会の体制の概要＞
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役5名で構成され、原則月2回(月1回以上)定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項などの意思決定及び監督を行なっております。

＜執行役員制度の概要＞
当社は、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めるため、執行役員制度を導入しております。

＜内部監査及び監査役監査の状況＞
内部監査については、取締役会直属の機関として監査室(2名)を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点や経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。
監査役監査については、常勤社外監査役1名、社外監査役2名で構成され、監査役会を定期的に開催するとともに、取締役会のほか重要な会議にも出席し意見を述べるほか内部監査部門や会計監査人と積極的に意見交換を行い、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。また、常勤社外監査役高橋幸一郎氏は、長年にわたり株式会社商船三井の要職を務め、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。

＜独立役員の確保に関する記載＞
【取締役関係】「会社との関係(2)」及び【監査役関係】「会社との関係(2)」に記載のとおり、当社は苦瀬取締役、川崎取締役、田中監査役を独立役員に指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、社外取締役3名を含む取締役会、及び、社外監査役3名を含む監査役会を設けております。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会及び内部監査部門として監査室を設置することにより、現状の体制が株主重視の観点から有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会のビジュアル化を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報、決算情報	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役職員のコンプライアンス(法令順守)に関する基本方針、行動基準、推進体制等を定めたコンプライアンス規程を制定し、お客様、株主、取引先等の理解及び支持を得られるよう積極的に企業情報を開示し、透明性の高い経営を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	リスク・マネジメント体制の強化の一環として事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備し、適切な運用に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜経営理念＞

当社は、経営に対する考えをより明確にするため、経営理念を「信用を基に社会に貢献する成長企業たれ」と制定し、これからの期間を成長の期間と定め、また永年に渡り築き上げた信用を基本に常に社会に貢献する企業でありたいという経営理念の下、今後も質の向上に向けた施策を展開し、顧客と共に成長していく所存であります。

＜内部統制システムの整備の状況＞

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

内部統制を実効あらしめるために、次のとおり具体策を行っております。

1) 「内部統制システムに関する基本方針」を制定
2) 内部監査部門として監査室を設置
3) コンプライアンスに関する研修体制の整備
4) 監査室に公益通報及び相談窓口を設置

(2)取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。また、情報の管理については、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団においても同様に考えております。

リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。

不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月２回（１回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

(5)当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しています。

1) コンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。
2) 取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、監査役に報告するものとします。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
3) 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査役に報告するものとします。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うこととします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

社内通報に関する規程として「公益通報運用規程」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方＞

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないこととしております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

上記の反社会勢力排除へ向けた基本的な考え方が、「行動規範」において規定されており、全役職員が「行動規範」に則り行動するように周知されております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜情報開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

（基本姿勢）
当社、「行動規範」を定め、適時・適正な情報開示に努めております。

（会社情報の適時開示に関する社内体制）
当社は、情報開示に関する報告・相談の手順及び方法などについて「乾汽船グループ内部統制規程」を定め実践しております。
内容は以下のとおりです。
(1)責任者及び担当部
当社は、適時開示に関する責任者を経理部長とし、担当部を経理部としております。
(2)情報の収集
投資者に対して適時適切に会社情報を開示するために、担当部は、取締役会、当社各部及び子会社と連携して情報収集に努めております。
1)取締役会との連携
総務部が取締役会事務局を努めておりますが、適時開示に該当する事項については取締役会の議題とし、決議結果を迅速に開示できる体制をとっております。
重要事項の発生事実については、事実発生時に連絡網を通じて、取締役、監査役及び各部責任者と情報の共有を図り、対策を協議して迅速かつ正確に開示を行うこととしております。
2)各部及び子会社との連携
当社各部門の担当役員が各部および主要子会社の業務概況について、毎月取締役会にて報告を行い、適時開示の必要性がある事実を把握できる体制をとっております。また子会社との連携につきましては、子会社の月次決算状況については経理部を通じて把握し、開示に関係する情報の把握に努めております。

【参考資料】模式図

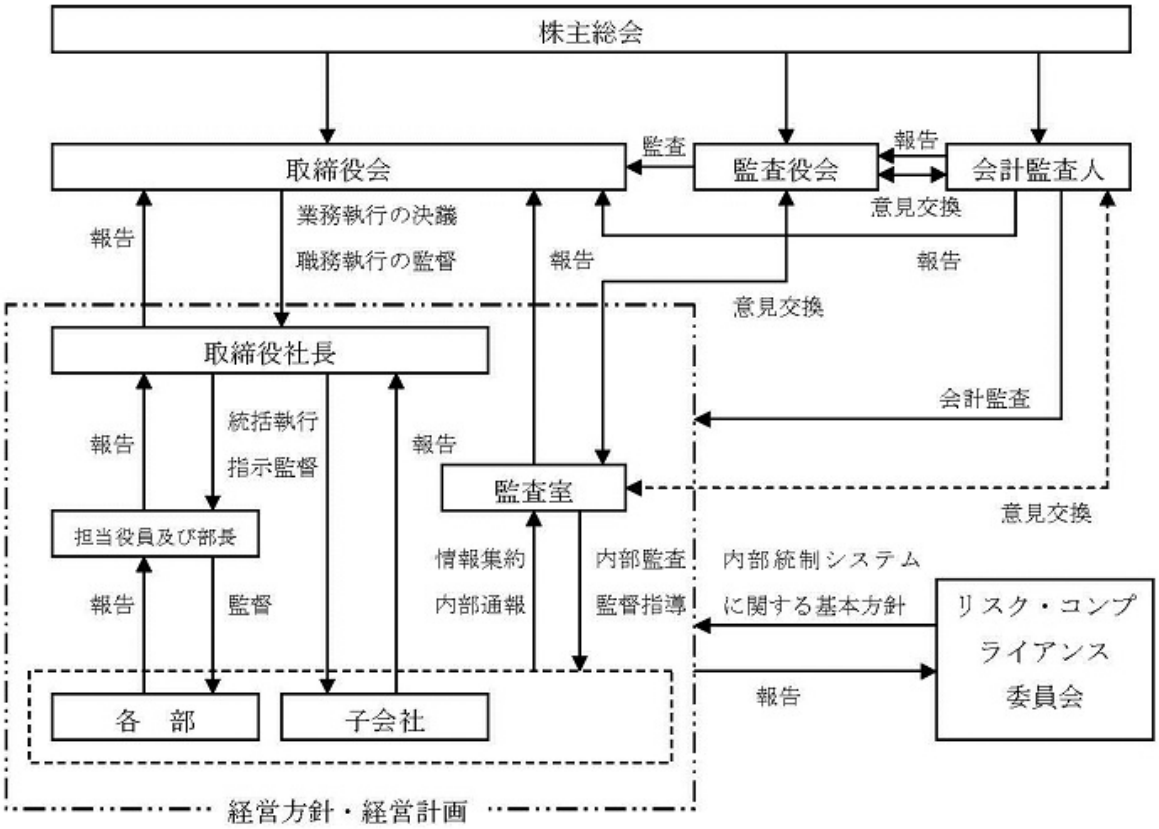
株主総会
取締役会
監査
監査役会
報告
会計監査人
意見交換
業務執行の決議
職務執行の監督
報告
報告
報告
意見交換
取締役社長
会計監査
報告
統括執行
指示監督
報告
監査室
意見交換
担当役員及び部長
情報集約
内部通報
内部監査
監督指導
内部統制システム
に関する基本方針
報告
監督
リスク・コンプ
ライアンス
委員会
報告
各　部
子会社
経営方針・経営計画

適時情報開示体制

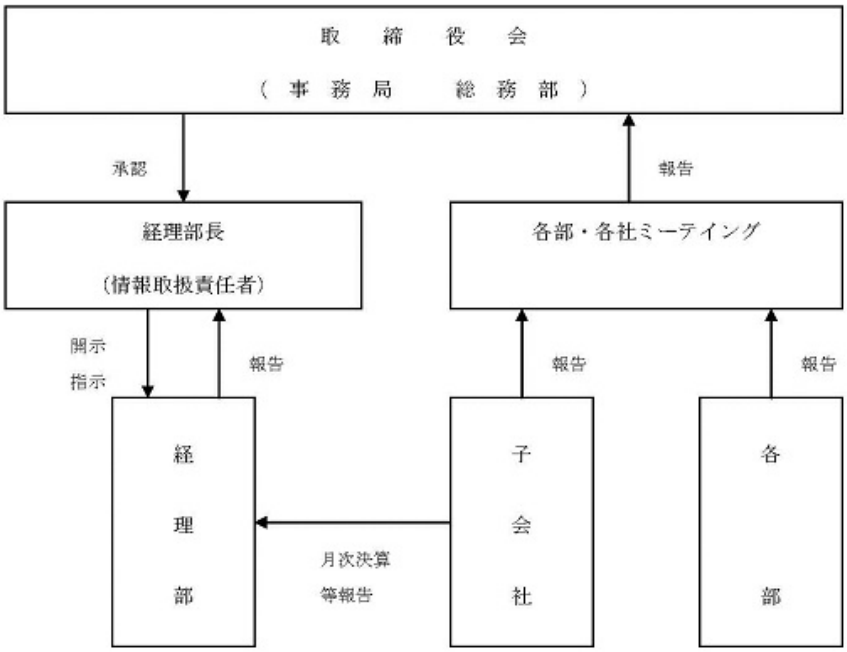
取　締　役　会
（　事　務　局　　総　務　部　）
承認
報告
経理部長
（情報取扱責任者）
各部・各社ミーティング
開示
指示
報告
報告
報告
経
理
部
子
会
社
各
部
月次決算
等報告